

「農と医の連携促進モデル事業」 Q & A Ver. 2

I 事業対象者について

Q 1 事業実施主体は、農業サイドの民間団体ということですが、具体的にどのような団体なのか教えてください。

A : 本事業の実施主体として、農事組合法人や農業経営を行う株式会社などの農業法人、集落営農組織、農協の作物部会など任意組織(グループ)、農業経営を行っている又は過半数の農業者で構成するNPO法人などが対象となります。

また、農業サイドの民間団体と医療・福祉関係団体との間をコーディネートする団体がある場合には、当該コーディネート団体(NPO法人、農協など)もマッチングに係る会議費等の経費について、農業サイドの民間団体と共同で応募申請することができます。

Q 2 一農家個人で医療サイドとの連携事業を行いたいと考えているのですが、個人の取組には助成してくれないのでしょうか？

A : 農家個人の取組は助成対象になりません。また、コーディネートする団体が、農家個人又は規約等により明確に組織化されていない農家の集まりを農業サイドの取組を行うものとして応募されたとしても、助成の対象にはなりません。

Q 3 農協は事業対象者になりますか？

A : 本事業の事業実施主体は、農業分野と医療・福祉分野との連携を促進させる取組であって農業サイドの取組を行う民間団体ですから、農業者で組織される農協も本事業の事業実施主体になります。

Q 4 農協は、農業サイドと医療・福祉サイドとのコーディネート役としてしか事業対象者にはなれないと聞きましたが、本当なのでしょうか？

A : 農協はQ 3の回答のように本事業の実施主体となりますが、助成対象となるのは営農活動や加工など組合員の所得向上につながる取組、リハビリ農園の提供など組合員の資源を活用した取組等です。なお、農協がコーディネート役を果たす場合には、それに要する費用は農協へ助成されます。

Q 5 医療法人や社会福祉法人が、別途農業法人を設立している場合、当該農業法人から提案すれば助成を受けられるのでしょうか？

A：その農業法人から申請していただければ事業の対象となります。ただし、本事業では、「真に新しい取組であること」「助成を真に必要としていること」を採択に当たって審査しますので、農業側・医療福祉側の法人の代表者が同一の者であるような場合には、本事業の必要性の観点から慎重に判断することになると思われます。

Q 6 農協が出資している社会福祉法人と当該農協が連携を促進する場合に農協は事業対象者となることは可能でしょうか。

A：この場合も、農協が事業実施主体となることは可能です。なお、Q 5の回答にあるように、本事業の必要性の観点から慎重に判断されることとなります。

Q 7 医療福祉関係のNPO法人や民間法人が両者の連携を促進するためのコーディネーターとして事業実施対象者となることは可能ですか？

A：コーディネーターについては、農業サイドと医療福祉サイドとの連携を図るために必要な民間団体であれば業種を問いません。ただし、コーディネーターへの助成については、会議に必要な費用（会場借料や交通費など）に限定されています。

よって、コーディネーターが申請する場合は、農業サイドの団体と共同で申請することが望ましいと考えます。

Q 8 医療法人や社会福祉法人が申請し、後からパートナーとなる農業法人を探す計画でも良いのでしょうか？

A：本事業は農業サイドの取組を対象としており、医療法人や社会福祉法人が応募することはできません。パートナーが決まっている場合は、パートナーである農業法人や農業者団体から応募して頂く必要があります。

Q 9 医療法人や社会福祉法人で農業を活用したいと考えていますが、パートナーとなる農業法人が見つかりません。どうすれば事業が実施できるでしょうか。

A：地元のJAや県農協中央会にご照会いただき、パートナーを探していただくのが適当であると考えます。

II 補助対象となる取組について

Q10 どのような取組に対して助成が受けられるのですか？

A：本事業は、提案公募ですので、決められた取組内容に対して助成するものではなく、皆さんの自由な発想により農業分野と医療・福祉分野との連携を促進させるモデル的な取組であれば助成が受けられます。ただし、助成は取組によって農業サイドの団体に1人以上の雇用を増やすことが条件となっていること、農業サイドの法人、団体に交付されることに留意してください。

なお、本事業は単年度事業であり、助成対象期間は平成21年度中としています。

Q11 地元農産物の新たな販売先として病院給食へ拡大を図りたいと考えていますが、このような取組も「連携」に含まれますか？

A：農業者側の単なる販売先の拡大・営業活動だけでは、「連携」には含まれません。医療・福祉分野の側と共同で行う何らかの取組が必要です。

Q12 研究テーマとして、高齢者が農作業を行うことの効用の調査に取り組みたいと考えていますが、このような取組についても事業対象になりますか？

A：単に「調査・研究」が目的であるものは、事業対象ではありません。しかし、この調査を基に農と医の連携が継続するような取組（食材の提供、治療・リハビリの場等）が行われる場合は対象になります。

Q13 医療・福祉との連携であれば、自由な発想で提案できるようですが、対象となる医療・福祉機関の定義や範囲はありますか？

A：本事業において、事業実施主体のパートナーと成り得る医療機関としては、医療法に定義される病院や診療所、介護老人保健施設を開設している医療法人や社会福祉法人などを想定しており、また、福祉機関としては、障害者基本法に定義される「障害者」に対して福祉活動を行っている社会福祉法人やNPO法人などを想定しています。

Q14 本事業を行うために必要な機械を購入したいと考えていますが、助成の対象になりますか？

A：機械の購入のための費用は助成対象とはなりません。機械を借り受ける場合には、リース等による本事業期間中（H21年度中）の賃借料の1/2相当額の助成を受けることができます。

Q15 地産地消を推進するための病院食のメニュー作りを考えていますが、カロリーや栄養価を計算した上、病態にあった食事メニューを作るということは素人には困難なので、連携する病院に病院食用のメニュー開発を委託すること（委託費を支払う）は可能でしょうか？

A：本来、事業の実施過程において、病院との連携会議等を通じてメニューを作成すべきだと考えますが、事業実施主体や連携先の医療・福祉サイドの取組だけでは事業の遂行が困難な場合、一部の取組内容について委託することは可能です。ただし、当該委託した取組内容について、助成の対象として適切かどうかについては、事業採択の際に判断されることとなります。

なお、委託費については原則として補助金の額の50%未満とすることが必要です。

Q16 病院の調理施設においてメニュー開発のための試作品を作る場合、その試作に必要な調理機器等の購入についても助成対象となるでしょうか？

A：病院の調理施設において試作品を作成した場合においても、消耗品ではない調理器具等の購入代金については助成の対象にはなりません。借り入れた場合には本事業期間中の賃借料の1/2相当額が助成の対象となります（あくまで、メニュー開発に必要な調理器具等であり、既存の調理器具等で代用できる場合は対象外です）。

Q17 自ら生産した農産物をメニュー開発のための食材に充てる場合、当該農産物の代金を助成してもらうことは可能でしょうか？

A：本事業における取組のために、自ら生産している農産物を利用する場合には、その代金は助成対象とはなりません。

Q18 地産地消を推進するための病院の調理施設の改修工事など、施設整備についても助成の対象となるのでしょうか？

A：本事業の対象は、農業サイドの取組に対する助成ですので、病院の施設改修などへの助成はできません。

Q19 障害者の方へのリハビリ農園をはじめたいと考えていますが、障害者の方に使い勝手の良いよう、農園のバリアフリー化、高設型水耕栽培施設の設置、東屋や簡易トイレなどの整備を行いたいと考えていますが、助成対象となるのでしょうか？

A：農業サイドの取組であっても、リース・レンタル以外の施設整備に対する助成はできません。

Q20 リハビリ農園を管理するため、法人(事業実施主体)から管理者を出したいと考えていますが、当該管理者に対する人件費は助成の対象になるのでしょうか？

A：法人が従前から雇用していた者を管理者に充てた場合には、人件費の助成はできませんが、新規で雇用する場合の賃金相当分は助成対象となります。

Q21 リースについては1／2程度の助成ということですが、レンタルであれば100%助成してもらえるのでしょうか？

A：借入期間が短期のレンタルであっても、賃借料の1／2相当額が助成の対象になります。

Q22 リハビリ農園での種苗代や肥料代の助成を受ける場合、収穫した農産物を販売しても良いのでしょうか。それとも自家消費しなければならないのでしょうか？

A：リハビリ農園のために種苗代などの助成を受けようとする場合には、収穫した農産物を販売することはできません。収穫した農産物を販売する場合は、それにかかる種苗代などは助成の対象にはなりません。

Q23 農家が寄り集まった任意組織なので、取り仕切る者や会計処理をする者がいません。農協に仕切役や会計処理を委託しても良いのでしょうか。

A：このような場合には、農協に仕切役や会計処理を委託することは可能ですし、農協がコーディネーターとして事業実施主体になることもできます。ただし、会計処理の委託費については助成の対象にはなりません。

なお、応募要領12(1)③にあるように、特殊な事情により、会計部局等に補助金の経理を実施させることができない場合は、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努める必要があります。

Q24 パンフレットでは、500万円(標準)とありますが、これは上限の金額ですか？500万円より少ない場合や多い場合は、採択される時に不利な条件となったりするのでしょうか？

A：500万円は上限ではありません。1提案あたりの事業に必要な経費を助成します。(ただし、機械等の賃借料(リース等)については1/2相当額となります。)

なお、申請があった金額については、補助対象経費としての妥当性を精査しますので、助成金額が変更される場合があります。

Q25 予算の総額が2億円とのことですが、採択件数が多ければ、その分案分され、助成金額が減ることもあるのでしょうか？

A：申請が多くあった場合は、各提案ごとの補助対象経費を精査し、その結果、助成金額が減る場合もあります。

Ⅲ 応募要件について

Q26 事業実施団体において1名以上の新たな常時雇用が条件となっていますが、この雇用は、実施する取組内容に関連する雇用でなければならないのでしょうか？

A：そのとおりです。

Q27 常時雇用とありますが、「常時」についての具体的な基準を教えてください？

A：本事業の「常時雇用」については、本事業実施に伴い、雇用期間の定めがなく、又はそれと同等と認められる新たな雇用が創出されれば、勤務形態等の定めは特にありません。

Q28 雇用は、正職員ではなく、派遣職員やパート・アルバイト員でも良いのでしょうか？

A：そのとおりです。雇用の形態は問いません。

Q29 医療・福祉サイドとの連携体制が構築できることが要件となっていますが、どういう場合が「構築できる」ということになるのでしょうか？

A：計画に従って連携した取組が継続して実施できる体制にあることをいいます。

Q30 地方自治体からの「医療・福祉サイド」に立った位置づけが必要だと聞きました。具体的には、本事業を実施するにあたり、地方公共団体からどのような位置づけが得られれば良いのでしょうか？

A：本事業を取り組むことに対して、地方自治体の医療・福祉部局からも理解が得られていることが明示されていれば、形式は問いません。例えば、地元農産物を利用して、病院給食のメニューを開発する事業を行う場合、市町村が策定する「健康プラン」において、健康面からの地産地消の必要性や地産地消の取組の推進などが記されており、本事業で取り組む内容が、当該健康プランの内容に沿うものとして市町村から了解が得られれば、地方自治体からの「医療・福祉サイド」に立った位置づけが得られたものと考えます。

Q31 採択に当たっては、審査委員会による審査がありますが、審査委員はどのような基準で審査するのですか？

A：審査の具体的観点、公募要領9（3）にあるように、提案していただいた内容について、

- ① 応募団体において、真に新たな取り組みとなっているか【新規性】
 - ② 応募団体において、本事業における助成を真に必要としているか【必要性】
 - ③ 計画(事業内容や経費)の妥当性があるか【経済性】
 - ④ 地方自治体等の医療・福祉サイドからの位置づけがあるか【連携性】
- 等を審査することとしています。

Q32 審査委員会は公開されるのですか？また、非公開ならば公平性は担保されるのでしょうか？

A：審査の課程は、事前審査を含めて非公開で行います。また、審査経過については、お問い合わせにも応じられません。

なお、審査の方法については、公募要領9（1）にあるように、外部委員を中心とした審査委員会によって厳正に審査されますので、公平性は担保されているものと考えます。

Q33 地方にいる者ですが、審査のために東京に行くことは、費用がかかって行けません。当該交通費も助成してもらえるのでしょうか？

A：ヒアリング審査が必要な場合、審査に係る交通費などの経費は自己負担で御願います。

Q34 ヒアリング審査のために東京へ行けない場合、地方農政局で審査してもらうことはできないのでしょうか？

A：ヒアリング審査は、農林水産本省のみで行われますので、ご了承願います。

Q35 補助金はいつ支払われますか？

A：補助金の支払いは「精算払い」となり、来年4月以降に交付されます。したがって、当初事業に着手するための資金は別途用意していただく必要があります。補助金の支払い手順は、「募集要領10 事業の実施及び補助金の交付に必要な手続等」にあるように、交付要綱に定める補助金時事業実績報告書を提出後、農林水産省経営局で審査し、補助金の額の確定通知書を送付と合わせて補助金を支払うこととしています。